

# 令和 8 年度 大船渡市監査等実施方針及び監査等計画

令和 8 年 3 月 26 日  
大船渡市監査委員決定

大船渡市監査基準（令和 2 年大船渡市監査委員告示第 4 号）第 13 条の規定に基づき、令和 8 年度監査等の実施方針及び監査等計画を、次のとおり策定する。

## I 監査等の実施方針

### 1 方向性

令和 8 年度は、当市の行財政運営における健全性及び透明性を確保し、住民福祉の増進と住民からの信頼確保に資するため、事務の管理及び執行等について合規性や正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から監査等を実施する。

監査等の実施に当たっては、その対象に係るリスクを考慮するとともに、各種監査等の有機的連携及び調整により、監査資源の有効活用に努める。

また、監査等の過程で発見された改善を要する事項等について、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行うなど、指導的機能を発揮するよう努める。

### 2 重点項目

令和 8 年度の重点項目を「補助金交付事務」として、定期監査（後期）において重点的に監査を実施する。

## II 年間監査計画

監査等の種類及び対象は次のⅢによるものとし、実施予定時期を別紙「令和 8 年度年間監査計画表」のとおりとする。

監査等の実施に当たり、事務局職員は事前監査等を行い、その結果について速やかに監査委員に報告する。監査委員は、関係職員からの事情聴取等により監査等を実施する。

## Ⅲ 実施計画

監査等の種類は、次の 1 から 7 とする。

### 1 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

実施計画は以下のとおりであるが、具体的な着眼点、実施手続及び詳細日程については、別途、前期と後期の各実施分に分け、それぞれ実施要領に定めるものとする。

#### (1) 監査の対象、範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、前期については令和 7 年度、後期については令和 8 年度を範囲として実施する。ただし、監査の必要があると認めた場合は、前年度も対象とする。

#### (2) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討したうえで、

具体的な着眼点を決定する。

### (3) 監査の主な実施手続

対象部課等については、全体のおおむね2分の1を抽出して監査を実施する。また、学校を含む出先機関については、全体のおおむね3分の1を抽出して監査を実施する。

ただし、例月現金出納検査において、財務監査が必要と認められた部課等については、定期監査の対象とすることがある。

### (4) 監査の実施場所及び日程

- ・ 実施場所 市役所本庁舎等
- ・ 日 程 別紙のとおり

## 2 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

実施計画は以下のとおりであるが、具体的な着眼点、実施手続及び詳細日程については、別途、実施要領に定めるものとする。

### (1) 監査の対象、範囲

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務を対象とし、令和7年度及び令和8年度の事務を範囲として実施する。

### (2) 監査の着眼点

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討したうえで、具体的な着眼点を決定する。

### (3) 監査の主な実施手続

対象団体は、監査委員が抽出及び選定する。

また、対象団体の監査の実施と併せ、当該対象団体に対する財政的援助等を所掌している担当部課等に事情聴取を行う。

### (4) 監査の実施場所及び日程

- ・ 実施場所 市役所本庁舎等
- ・ 日 程 別紙のとおり

## 3 随時監査（法第199条第1項及び第5項）

監査委員が必要があると認めるときには、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として監査を実施する。

## 4 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

### (1) 検査の対象、範囲

会計管理者及び水道事業管理者の権限を行う市長（以下、「会計管理者等」という。）が行う現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の出納事務を対象とし、令和8年度の検査月の前月分を範囲として実施する。

### (2) 検査の着眼点

現金の出納事務が正確に行われているかを確認するため、また、確認した内容を

他の監査等に有効活用するために、次のア、イを着眼点として検査を実施する。

ア 計数の確認

【一般会計・特別会計】

- ・ 検査資料、諸帳簿の計数は正確か。前月末残高に当月分の収入、支出、一時運用金等を加減した額が当月末残高と一致しているか。
- ・ 検査資料の計数は諸帳簿、収支伝票及び現金等の保管状況一覧表の計数とそれぞれ一致しているか。
- ・ 前年の収入及び支出の額と比べて大きな変動はないか。前年の歳入及び歳出の執行状況と比べて大きな変動はないか。その変動は適正か。

【公営企業会計】

- ・ 月次試算表、総勘定元帳等の計数は正確か。予算の執行状況（前月との比較）に大きな変動はないか。前年の執行状況と比べて大きな変動はないか。その変動は適正か。
- ・ 月次試算表の計数は総勘定元帳、会計伝票及び現金等明細表の計数と一致しているか。

イ 書類検査

- ・ 会計区分、年度区分及び予算科目を誤っていないか。
- ・ 検査資料及び収支の根拠書類（納付書、請求書）等は正確に記入されているか。また、根拠書類等は、適切に受付されているか。
- ・ 収入遅延及び支払遅延はないか。
- ・ 収入及び支出の経路やその内容に違法、不当なものはないか。
- ・ 契約に基づいた支払いであるか。
- ・ 精算は適正に行われているか。
- ・ 契約書等に不備はないか。

(3) 検査の主な実施手続

提出された帳票から、リスクと効率性を考慮して抽出する会計及び科目を決定し、試査を行う。

ア 検査資料の提出

監査委員条例第3条に基づき、会計管理者等は、次の検査資料を提出する。

なお、帳票については、電子決裁システムが導入されている場合には提出不要であるが、システム内に保管されていない出納に関する書類等については、必要に応じて提出する。

【例月現金出納検査に係る検査資料】

区分	提出書類等	帳票
一般会計・特別会計	1 一般会計、特別会計及び歳計外現金収支の状況 2 指定金融機関の収支日計表(月末分)の写し、会計別内訳 3 基金に属する現金の状況 4 基金に属する現金の金融機関別保管状況(月末現在) 5 収支月計表(資金運用含む) 6 歳入・歳出の月計整理表(歳入調書・歳出調書) 7 歳計外・基金出納計算書 8 預金及び一時借入金に係る指定金融機関の残高証明書(令和8年3月、6月、9月、12月の各末日現在) 9 各種基金の通帳 10 資金運用一覧表	1 収入証拠書類 (調定書、戻出命令書等) 2 支出証拠書類 (支出命令書、戻入命令書等) 3 その他出納に関する書類等
公営企業会計	1 月次試算表 2 資金予算表 3 現金等の保管状況に関する書類 4 指定金融機関の収支日計表(月末分)の写し 5 損益計算書 6 貸借対照表 7 その他、経理状況に関する各種書類	1 収入証拠書類 (調定伝票等) 2 支出証拠書類 (支払伝票、払出命令書等) 3 振替伝票 4 量水器及び材料入庫・出庫伝票綴 5 その他出納に関する書類等

イ 事務局職員による事前検査

- ・ 提出された検査資料を事前検査し、現金の出納事務が正確に行われているかを確認する。
- ・ 例月現金出納検査を定期監査等に連携させるため、帳票に添付された書類等を確認する。
- ・ 必要に応じて、各課等に関係資料の提出を求めるとともに、事務事業内容や事務手続等について説明を求める。
- ・ 質疑及び注意事項を一覧にし、担当課等に回答を求める。
- ・ 事前検査の内容を、監査委員に報告する。

ウ 監査委員による検査

監査委員は、検査資料及び事務局職員からの報告内容に基づいて検査を行う。また、必要な場合は、その出納事務の担当課等から事情聴取を行う。

エ 検査の結果報告

検査の結果については、速やかに議会及び市長へ結果報告書を提出する。

オ 検査による確認事項一覧の作成

事務局職員による事前検査及び監査委員による検査において、担当課等から確認した留意事項を一覧にまとめ、リスクの識別や定期監査の対象課等の選定などに活用し、例月現金出納検査を定期監査や決算審査に有機的に連携させる。

カ 会計管理者等への通知

監査委員が指導すべきと判断した内容については、会計管理者等に通知する。

**(4) 検査の実施場所及び日程**

- ・ 実施場所 市役所本庁舎
- ・ 日 程 原則として、毎月 25 日から月末までの連続する 2 日間とし、別に定める。

なお、検査が 1 日で終了した場合は、2 日目は実施しない。

また、監査の実施等により、適宜日程調整を行う場合がある。

**5 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）**

**(1) 審査の対象、範囲**

一般会計・特別会計及び公営企業会計を対象に、令和 7 年度の決算その他関係諸表等を範囲として審査する。

**(2) 審査の着眼点**

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

**(3) 審査の主な実施手続**

決算書類等と関係諸帳簿及び証拠書類の照合、審査を行う。また、全課等に審査資料の提出を求め、必要がある場合は、対象部課等を選定し、事情聴取を実施する。

また、公営企業会計については、令和 8 年 3 月 31 日に実施した現金及びたな卸資産の実査内容も審査の参考とする。

**(4) 審査の実施場所及び日程**

- ・ 実施場所 市役所本庁舎
- ・ 日 程 別紙のとおり

**6 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）**

**(1) 審査の対象、範囲**

定額の資金を運用するための基金を対象に、令和 7 年度の運用を範囲として審査する。

**(2) 審査の着眼点**

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか。

**(3) 審査の主な実施手続**

各会計の基金の運用状況を示す書類について、基金台帳及び整理簿等の照合、審査を行うとともに、歳入歳出決算での繰入金等と一致しているかを確認する。

**(4) 審査の実施場所及び日程**

- ・ 実施場所 市役所本庁舎
- ・ 日 程 別紙のとおり

## 7 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

### (1) 審査の対象、範囲

令和7年度の一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計決算に基づく資金不足比率を対象及び範囲として審査する。

### (2) 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

### (3) 審査の主な実施手続

令和7年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等の健全化判断比率及び資金不足比率の数値と算定書類及び算定の根拠となった地方財政調査の各調査表、決算書、関係書類の照合を行う。  
また、必要に応じて、各担当課等に事情聴取を実施する。

### (4) 審査の実施場所及び日程

- ・ 実施場所 市役所本庁舎
- ・ 日 程 別紙のとおり

## IV 実施方針及び監査等計画の変更

実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

また、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

令和8年度年間監査計画表

監査等の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査		前期分（監査対象年度：令和7年度）					後期分（監査対象年度：令和8年度）						
			→					→					
財政援助団体等監査										→			
例月現金出納検査		令和7年度 3月分	令和7年度・ 令和8年度 4月分	令和7年度・ 令和8年度 5月分	令和8年度 6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
決算審査	一般・特別会計				→								
	水道・下水道 事業会計			→									
基金運用状況審査					→								
健全化判断比率等審査					→								
監査等付属事務													3月31日 公営企業会 計事業に係る現金及 びたな卸資産の実査

- (注) 1 矢印で示した期間は、監査等資料の事前監査、監査委員による監査及び事情聴取、監査結果についての合議会議までの期間です。
- 2 計画外の監査により、この計画を変更することがあります。
- 3 監査日程等の詳細は、対象部課等に別途通知します。
- 4 財政援助団体等監査の監査対象及び日程等の詳細は、対象部課等に別途通知します。